

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 保安林の指定予定(造林課)
- 小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間)水産課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- 都市計画事業の認可(五件)(〃)

告 示

鳥取県告示第五百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宝谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十三年二月五日現在の地番による。)
宝谷字経塚原塔ノ山下タ	宝谷字経塚原塔ノ山下タのうち七九二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九の一部、九一〇の一部、九一一の一部、九三八の四の一部、九三八の五の一部、九五二から九五四までの一部
宝谷字経塚原大道ノ下タ上ミ堀	宝谷字経塚原大道ノ下タ上ミ堀のうち八九〇の二の一部、八九〇の四の一部、八九一の二の一部、八九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀九〇七の二、九〇八の二、九〇九の二、九一〇の一部、九一一の一部、九一三の一部、九一三の二、九一四の二、九一四の三までの一部

宝谷字経塚原大
道下タ下モノ堀

九一四の四、九一七の二の一部、九一七の三、九一九

宝谷字経塚原塔ノ山下タ七九二の一部及びこれと一体をなす国有地

宝谷字経塚原大道ノ下タ上ミ堀八九〇の二の一部、八九〇の四の一部、八九一の二の一部、八九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇二の二と一体をなす国有地の一部

宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀のうち九〇七の二の一部、九〇七の二、九〇八の二の一部、九〇八の二、九〇九の二の一部、九〇九の二、九一〇の二、九一一の二の一部、九一二の二の一部、九一三の二、九一四の二から九一四の三までの一部、九一四の四、九一七の二の一部、九一七の三、九一九、九三八の四の一部、九三八の五の一部、九五二から九五四までの一部以外の区域

鳥取県告示第五百二十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 号	発行記号等	表示された発行所名
		図 書		

3025	雑誌その他 の刊行物	犯して欲しいの い・じ・め・な・い・で	性交暴走族	J D - 4 H	テリス出版
3026	少女白書 少女白書	乙女淫靡		S H - 7 H	角コスモデザイン
3027	"	Dorime		D M - 6 H	角コスモデザイン
3028	花影			J D - 4 3	角コスモデザイン
3029	フロリアール			J E - 1 1	角コスモデザイン
3030	南風			J E - X A	角コスモデザイン
3031	女子大生 女子大生	乱交コンパ 爛熟		J E - 3 B	Do 企画
3032	性器結合 桜小町	いれて		J D - 4 F	Do 企画
3033	Milky			M K - 6 H	Do 企画
3034	密肉陶酔 夢飛行			J E - 3 A	Do 企画
3035	淫ら汁 テラナイ季節ね	春匂書		J D - 4 C	Do 企画
3036	ギヤルハント GAL'S SELECTION VOL.1	9月増刊		雑誌コー F 0 2 8 7 0 - 9	コンサルト社
3037	ザ・裏マガジン ザ・裏マガジン	9月増刊 vol. 6		雑誌コー ト 0 4 2 0 0 - 9	コンサルト社
3038	メロン通信 ザ・裏天国	10月号増刊 VOL. 3		雑誌コー ト 1 8 6 0 4 - 10	コンサルト社
3039	ザ・ヒット MAGAZINE	12月号		雑誌 1 4 1 3 5 - 12	三和出版株式会社
3040	美少女CLUB	1月号		雑誌 0 7 6 3 5 - 1	株式会社サン出版

3041	"	オレソジ通信 1月増刊号 VIDEO ACTIVE Vol. 3	雑誌 0219 0-1/15	株式会社東京三世社
3042	"	あこがれ女高生B組 2月号	雑誌 1766 5-2	考友社出版株式会社
3043	"	バナナボーイ 2月号	雑誌 1075 65-2	株式会社ラン出版
3044	"	デラベっぴん 6月号	雑誌 1649 5-06	株式会社英知出版
3045	"	セクシーアクション 6月号	雑誌 0551 9-6	株式会社サン出版
3046	"	COOL GUY 6月号	雑誌 0324 7-6	株式会社蒼竜社
3047	"	おくらんぼ通信 6月号	雑誌 1401 8-6	株式会社大洋書房
3048	"	マスカット Note 6月号	雑誌 0834 5-6	株式会社大洋書房
3049	"	新風写真 6月号	雑誌 0494 9-6	平和出版株式会社
3050	"	ルソルンRUNRUN写真 6月号	なし	三洋図書

鳥取県告示第五百二十八号

日南町が行う土地改良事業に係る奥粟谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年五月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十九号

日南町が行う土地改良事業に係る飛時原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年五月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字城矢白六六四の三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字布袋字郷路八二二、八三六の一、字北谷八四三の

一、字粟谷八六八の一、八六八の二、字十七曲り八七一の一、八七一

の二、字クチャメ谷八七二、字本谷八七三の一、字狼谷畑谷八七四の

一、字畑谷八七五の一、字狼谷八九二の一、八九三、八九四の一、九

三四、字背戸山ノ内ホヲキ平九三八の一、字背戸山ノ内榎谷九三九の

一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字中目谷八四九の一、八四九の七、字下モ目谷八五〇の三、大谷見槻中字スゲノ谷四八五の一、字茶山ガ谷四八六の二、字奥瀧四九〇、字平ガ谷四九三の六

2 指定の目的

土砂の流出防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第五百三十二号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九條第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を昭和六十三年五月十七日から同月三十一日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年三月二十三日 鳥取県指令受都計三―二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字辻堂

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一四四二一一

渡邊俊裕

鳥取県告示第五百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年六月十九日 鳥取県指令受都計三一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大覚寺字蔵ノ欠、字山王、字七反口、字隈ノ内、字稻荷廻り、

字前田、字井古田及び字雲山田（第一工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町二丁目二二二

吉田興産株式会社

代表取締役 吉田 勇

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路路事業 三・四・一号樋ノ上川線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市栄町、松ヶ枝町、大正町、京町及び明治町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十六号南駅口天神町線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市扇町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・七号停車場卯垣線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市卯垣二丁目、卯垣三丁目及び立川町五丁目地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・五・十四号安長古海線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市安長字堅田、字矢倉柳ヶ坪及び字懸ヶ内地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十五号永楽富安線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市富安二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】